(証券コード9381)
平成27年４月27日

株　主　各　位

大阪市中央区本町二丁目１番６号
株式会社　エーアイテイー
代表取締役社長　　矢　倉　英　一

第28回　定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第28回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年５月19日（火曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. **日　時**　平成27年５月20日（水曜日）午前10時　　受付開始：午前９時15分
2. **場　所**　大阪市中央区本町橋２番８号
　　大阪商工会議所　７階　国際会議ホール
　　（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申しあげます。）
3. **目的事項**

［報告事項］
１．第28期（平成26年３月１日から平成27年２月28日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第28期（平成26年３月１日から平成27年２月28日まで）計算書類の内容報告の件

［決議事項］
第１号議案　　剰余金処分の件
第２号議案　　定款一部変更の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎お土産をご用意しておりますが、議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し、１個とさせていただきます。
◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ait-jp.com/）に掲載させていただきます。
◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ウェブサイト（http://www.ait-jp.com/）に掲載しておりますので、「添付書類」には記載しておりません。したがって、添付書類に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成26年３月１日
至　平成27年２月28日）

１．企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策や日本銀行による金融緩和政策を背景に、企業業績や雇用環境に緩やかな改善が見られたものの、消費増税や円安による輸入製品の価格上昇に伴う個人消費の低迷等により、景気回復の動きは鈍く、依然として先行き不透明な状況が続いております。また海外においては、米国経済が堅調を維持した一方で、原油価格の急落や新興国の経済成長の鈍化などが懸念されております。

このような状況下、当社グループは、継続した営業人員の増員増強により、それぞれの顧客のニーズに沿った国際物流の提案型営業をより一層推進し、新規顧客の獲得に注力するとともに、既存顧客を含めた通関受注の拡大にも精力的に取り組んでまいりました。さらに、日本国内及び中国国内での３PL（サードパーティー・ロジスティクス）案件の獲得にも努めてまいりました。

前述のような環境の中、第１四半期においては、売上総利益率や営業利益率が低調であったものの、第２四半期以降で、仕入コストの削減や販売費及び一般管理費の抑制に取り組んだことにより改善傾向で推移した結果、当連結会計年度における営業収益は21,939百万円（前年同期比14.7％増）、営業利益1,648百万円（前年同期比18.8％増）、経常利益1,687百万円（前年同期比17.8％増）、当期純利益1,026百万円（前年同期比13.5％増）と増収増益を達成することができました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

＜日本＞

アパレルや日用雑貨等を取扱う一部の大口顧客の取扱高が減少したものの、継続した一貫輸送の営業強化の取り組みが新規顧客の獲得や既存顧客の取引拡大へと繋がり、また消費増税前の駆け込み需要による個人消費の増加も追い風となり、その結果、当連結会計年度での取扱コンテナ本数は、輸入で164,526TEU（前年同期比1.0％増）、輸出入合計で170,387TEU（前年同期比0.3％増）と前年同期を上回り、また通関受注件数も56,961件（前年同期比12.3％増）と堅調に推移いたしました。さらに３PL案件の獲得も寄与し、営業収益を押し上げる要因となりました。

以上の結果、日本における営業収益は17,371百万円（前年同期比14.5％増）となり、セグメント利益は、売上総利益率及びセグメント利益率の改善効果もあり、1,313百万円（前年同期比25.8％増）となりました。

＜中国＞

現地での通関や配送等といった輸送に関連する収益が増加した結果、営業収益は4,510百万円（前年同期比15.4%増）となり、セグメント利益は、営業費用が嵩んだことから、331百万円（前年同期比4.0%減）となりました。

＜タイ＞

日本向け貨物が増加基調で推移したことにより、営業収益は57百万円（前年同期比21.9%増）、セグメント利益は２百万円（前年同期はセグメント損失２百万円）となりました。

(注) TEU（Twenty-foot Equivalent Unit、20フィートコンテナ換算）とは、海上コンテナの数量を表す単位で、20フィートコンテナ１個分を１TEUと計算します。

② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、96,461千円となりました。これは主に日本における業務基幹システムに関連したサーバの導入費用、及び中国における業務基幹システムの導入費用であります。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却又は売却はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受の状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区　分	平成23年度 第25期	平成24年度 第26期	平成25年度 第27期	平成26年度 第28期 (当連結会計年度)
営業収益（千円）	14,647,170	16,730,870	19,126,668	21,939,879
経常利益（千円）	1,084,830	1,292,260	1,432,036	1,687,153
当期純利益（千円）	627,719	777,871	903,782	1,026,022
1株当たり当期純利益（円）	32.84	40.70	47.29	53.68
総資産（千円）	3,735,290	4,543,516	5,447,024	6,808,858
純資産（千円）	2,617,402	3,214,425	4,010,791	4,807,415
自己資本比率（%）	69.8	70.4	73.4	70.4

（注）1．「1株当たり当期純利益」は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除した株式数）に基づき算出しております。
2．当社は、平成25年3月1日付及び平成25年11月1日付にてそれぞれ普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。1株当たり当期純利益はこれらの株式分割が第25期の期首に行われたと仮定して算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (出資金)	当社の 出資比率	所在国	主要な事業内容
愛特（香港）有限公司	1,700千香港ドル	100%	中国 (香港)	国際貨物輸送事業
上海愛意特国際物流有限公司	1,340千米ドル	100%	中国	国際貨物輸送事業
AIT LOGISTICS (THAILAND) LIMITED	6,000千バーツ	49%	タイ	国際貨物輸送事業

(4) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主な課題は次のとおりであります。

① 一貫輸送ニーズへの対応

お客様の物流コストの低減ニーズが、近年強くなり、これらの要望に対して当社グループは、国際貨物輸送だけでなく、通関、配送等までを一貫して受注する提案を行っております。

その為に、当社グループは、日中間の海上輸送における輸入貨物量の更なるシェア拡大を図ることはもちろんのこと、中国国内での倉庫運営並びに日本国内での通関業務及び、保管、配送まで取り組む３PL業務の体制を整えてまいりました。今後も、これらの業務に戦力を投入し推進するとともに、特に参入新しい３PL業務の拡充を急ぎ、倉庫運営に関連したシステムの導入及び中国国内や日本国内での倉庫保有にも積極的に取り組んでまいります。

② 総合物流企業への課題

日本企業のグローバル化に対応して、当社グループはワールドワイドな総合物流企業への成長を加速する必要があると考え、輸出貨物輸送や航空貨物輸送、さらには三国間貿易にも力を注いでおります。

その為に、独自での海外営業戦力の充実と海外拠点網の拡充を図るとともに、これらの業務に通関業務や３PL業務を加えた業務分野において、それぞれに精通した企業との提携が重要な課題と認識しております。

③ 人材の確保

当社グループは、持続的な事業の拡大を実現していくためには、企業の成長に応じた人材の確保及び育成が重要であると考えております。特に国際貨物輸送サービスには、日本国内及び世界各国の物流事情に精通した知識、経験を持つ人材が必要不可欠で、重要な課題であると認識しております。

人材の採用については、即戦力の採用は人材紹介会社を活用するとともに、将来を見据えた人員構成を考慮して、定期的に新卒採用を行っております。

また、人材育成も重要な課題であると認識し、採用後の新入社員研修、中途採用研修、外部の専門研修、階層別研修、海外研修などを充実させ、いち早い戦力化に取り組んでおります。

さらに、より適正な人事評価制度の導入や社員の給与体系などの待遇改善も実施し、『人材が資産』の考えの下、社員のモチベーションをさらに高め、維持することも重要な課題であると考えております。

④ 内部管理体制の強化

当社グループは、業務拡大に伴う組織体制の見直しと整備を逐次実施するとともに、内部管理体制を強化しコーポレート・ガバナンスの浸透に取組んできております。

今後もこの内部管理体制を有効に機能させることが、企業価値を高め、効率的かつ健全な企業経営を実現するものと認識し、より一層透明性の高い経営を目指し、相互牽制の効いた内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年２月28日現在）

当社グループは、国際貨物輸送事業並びにこれらの附帯業務を主な事業としております。

(6) 主要な営業所（平成27年２月28日現在）

①当社

名　称	所　在　地
本　社	大阪市中央区本町二丁目１番６号
東京支社	東京都港区
名古屋営業所	名古屋市中区
福岡営業所	福岡市博多区
成田空港営業所	千葉県成田市

②子会社

会　社　名	所　在　地
愛特（香港）有限公司	中華人民共和国 香港特別行政区
上海愛意特国際物流有限公司	中華人民共和国
AIT LOGISTICS (THAILAND) LIMITED	タイ王国

(7) 従業員の状況（平成27年２月28日現在）

従業員数	前連結会計年度末比増減
531名	45名増

（注）　従業員数は就業人員で表示しております。なお、臨時従業員45名（１日８時間換算による期中平均人員）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年２月28日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

２．会社の株式の状況（平成27年２月28日現在）

(1) 発行可能株式総数　53,856,000株

(2) 発行済株式総数　19,754,400株（自己株式640,768株を含む。）

(3) 単元株式数　100株

(4) 株主数　10,474名

(5) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社エイチアンドワイ	7,139,600株	37.35%
馬上真一	973,200	5.09
ビービーエイチ フイデリテイ ピユーリタン フイデリテイ シリーズ イントリンシツク オポチユニテイズ フアンド	773,500	4.04
ビービーエイチ マシユーズ ジヤパン フアンド	631,300	3.30
波床知喜	540,000	2.82
矢倉英一	496,400	2.59
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	427,100	2.23
株式会社ドルフィンズ	412,000	2.15
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505224	350,000	1.83
ビービーエイチ グランジヤー ピーク インターナショナル オポチユニテイーズ フアンド	339,800	1.77

（注）持株比率は、自己株式(640,768株)を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年２月28日現在）

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	矢倉英一		愛特（香港）有限公司 董事 上海愛意特国際物流有限公司 董事 AIT LOGISTICS(THAILAND)LIMITED 代表取締役
常務取締役	波床知喜	大阪営業部及び大阪業務部担当	愛特（香港）有限公司 董事 上海愛意特国際物流有限公司 董事 AIT LOGISTICS(THAILAND)LIMITED 取締役
常務取締役	馬上真一	東京営業部及び東京業務部担当兼東京支社長	上海愛意特国際物流有限公司 董事長
取締役	西村　司	総合企画部及び経理財務部担当兼海外統括室長	愛特（香港）有限公司 董事 上海愛意特国際物流有限公司 董事
常勤監査役	清水洋志		
監査役	寺戸しのぶ		
監査役	西島佳男		

（注）１．監査役寺戸しのぶ氏及び西島佳男氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
２．当社は監査役寺戸しのぶ氏及び西島佳男氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．監査役寺戸しのぶ氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．平成26年５月20日開催の第27回定時株主総会終結の時をもって、山本哲三氏は監査役を辞任いたしました。
５．平成27年３月１日以降の人事異動及び組織変更をもって取締役の担当職務が次のとおり変更されております。

地　位	氏　名	担　当	重要な兼職の状況
常務取締役	波床知喜	大阪営業・海上業務部・大阪通関部・海外（タイ・ベトナム・インドネシア）担当	愛特（香港）有限公司 董事 上海愛意特国際物流有限公司 董事 AIT LOGISTICS(THAILAND)LIMITED 取締役
常務取締役	馬上真一	東京営業・東京通関部・海外(中国・香港)担当兼東京支社長	上海愛意特国際物流有限公司 董事長
取締役	西村　司	総合企画部・経理財務部担当	愛特（香港）有限公司 董事 上海愛意特国際物流有限公司 董事

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 総 額
取　　締　　役	６名	106,702千円
監　　査　　役 （うち社外監査役）	６名 （４名）	10,350千円 （3,160千円）
合　　計	１２名	117,052千円

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成18年５月26日開催の第19回定時株主総会決議において年額150,000千円以内と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成19年５月22日開催の第20回定時株主総会決議において年額30,000千円以内と決議いただいております。
４．上記の報酬等の総額は、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額18,200千円（取締役６名に対し16,200千円、監査役６名に対し2,000千円（うち社外監査役4名に対し1,000千円））及び当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額15,300千円（取締役６名に対して14,610千円、監査役２名に対して690千円）が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

②　当事業年度における主たる活動状況

氏名	主な活動状況
寺　戸　しのぶ	当事業年度19回開催した取締役会のうち18回、21回開催した監査役会のうち20回に出席し、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
西　島　佳　男	就任後、当事業年度15回開催した取締役会のうち14回、15回開催した監査役会のうち14回に出席し、当社の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

③　責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役である寺戸しのぶ氏及び西島佳男氏とは会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る報酬等の額	19,000千円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	19,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、現行定款において、会計監査人との間に責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき、当社が会計監査人と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

（会計監査人の責任限定契約）

会計監査人は、本契約締結後、会社法第423条第１項の責任について、その職務を行うにあたり善意且つ重大な過失がなかった場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

当社の子会社のうち、海外子会社の愛特（香港）有限公司、上海愛意特国際物流有限公司、AIT LOGISTICS (THAILAND) LIMITEDは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人の監査を受けております。

６．業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 「コンプライアンス規程」を定め、全役職員に法令・定款及び社内規程の遵守を周知徹底させるとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を推進する。

② 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、取締役、使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックし、不正の防止・発見及びその改善を行う。また、監査の結果を速やかに代表取締役社長に報告するとともに、監査役との意見交換により、内部統制における監視機能としての役割を果たす。

③ 監査役は、取締役会において各取締役からの職務の執行状況について報告を受けるとともに、会社の決議事項のプロセス・内容が法令・定款に基づき適合しているかを確認する。また、定期的な監査の実施によって、取締役の業務執行の妥当性・適法性をチェックし、必要に応じて改善・助言または勧告する。

④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした対応を取る。

⑤ 財務報告を法令等に従って適正に行うことの重要性を認識し、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制を適切に整備・運用する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務執行に係る重要な情報については、法令並びに「文書管理規程」に基づき適切に保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理に係る規程を制定し、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとし、内部監査室が定期的に監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 関係会社の管理については、「関係会社管理規程」に基づき、国内関係会社については経理財務部担当役員、海外関係会社については総合企画部担当役員が最高責任者となり統括する。

② 国内関係会社、並びに海外関係会社の最高責任者は、定期的に子会社の幹部会に出席し、子会社の経営状況の把握と問題点の協議を行い、子会社に損失の発生の恐れがある場合には、その損失の内容、程度及び当社に与える影響等について、当社の取締役会に報告する。

③　国内関係会社、並びに海外関係会社の最高責任者は、監査役会及び内部監査室との連携を密にし、子会社の管理体制を監査するとともに、その監査結果を当社の取締役会に報告する。

④　監査役が、グループの連結経営に対応したグループ全体の監視・監査を適正に行えるよう会計監査人及び内部監査室との十分な情報交換が行える体制を構築する。

⑤　グループ内の会社間取引については、法令、定款、企業会計基準、税法その他の社会規範に照らし適切なものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は、取締役と監査役の意見交換の上、監査役補助者を決定する。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者は、業務執行上の何れの指揮命令系統にも属さず、監査役より必要な命令を受けて業務を行うものとし、その人事異動、評価等については、監査役全員の協議の上決定するものとし、取締役からの独立性が確保できる体制とする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

①　取締役及び使用人は監査役の要請に応じて報告、情報の提供を行い、関係書類の閲覧に応じる。

②　取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実や法令等に違反する事実を発見した場合は、直ちに監査役に報告する。

③　取締役は経営上の重要事項を、適時、監査役に報告する。

④　監査役は、取締役会、部長会議等、重要な会議に出席する。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な会議に出席し助言と提言を行うほか、重要書類の閲覧を行い業務執行状況及び内部統制状況の監査を行う。また、取締役との意思疎通に努め、特に代表取締役社長とは、定期的な意見交換を行うとともに、会計監査人との定期的な情報交換と内部監査室との連携を図り、監査の実効性向上と監査精度の向上に努める。

7．会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結貸借対照表

（平成27年２月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**6,423,248**	**流動負債**	**1,732,014**
現金及び預金	3,557,053	買掛金	967,802
受取手形及び売掛金	1,662,352	未払法人税等	389,320
繰延税金資産	60,541	賞与引当金	62,565
立替金	1,065,541	役員賞与引当金	18,200
その他	94,754	預り金	120,588
貸倒引当金	△16,994	その他	173,537
固定資産	**385,610**	**固定負債**	**269,428**
有形固定資産	**75,609**	退職給付に係る負債	172,961
建物	32,615	役員退職慰労引当金	43,320
工具、器具及び備品	35,135	繰延税金負債	38,701
リース資産	7,858	その他	14,445
無形固定資産	**105,220**	**負債合計**	**2,001,442**
ソフトウェア	104,369	**純資産の部**	
その他	851	**株主資本**	**4,438,126**
投資その他の資産	**204,780**	**資本金**	**271,140**
投資有価証券	8,933	**資本剰余金**	**221,590**
差入保証金	191,112	**利益剰余金**	**4,013,324**
その他	4,789	**自己株式**	**△67,928**
貸倒引当金	△55	**その他の包括利益累計額**	**351,940**
		その他有価証券評価差額金	**△1,809**
		為替換算調整勘定	**353,750**
		少数株主持分	**17,347**
		純資産合計	**4,807,415**
資産合計	**6,808,858**	**負債純資産合計**	**6,808,858**

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結損益計算書

（自 平成26年３月１日　至 平成27年２月28日）

（単位：千円）

科目	金	額
営業収益		21,939,879
営業原価		16,903,507
売上総利益		5,036,372
販売費及び一般管理費		3,388,343
営業利益		1,648,029
営業外収益		
受取利息	9,433	
受取保険金	6,646	
受取手数料	5,923	
助成金収入	5,803	
為替差益	3,628	
その他	8,073	39,508
営業外費用		
支払利息	378	
その他	5	384
経常利益		1,687,153
特別損失		
固定資産除却損	2,548	2,548
税金等調整前当期純利益		1,684,605
法人税、住民税及び事業税	631,610	
法人税等調整額	24,746	656,356
少数株主損益調整前当期純利益		1,028,248
少数株主利益		2,225
当期純利益		1,026,022

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（自 平成26年３月１日　至 平成27年２月28日）

（単位：千円）

項目	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	271,140	221,590	3,369,574	△67,928	3,794,376
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△382,272		△382,272
当期純利益			1,026,022		1,026,022
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	643,750	－	643,750
当期末残高	271,140	221,590	4,013,324	△67,928	4,438,126

項目	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	434	△1,599	204,092	202,927	13,486	4,010,791
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△382,272
当期純利益						1,026,022
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△2,244	1,599	149,657	149,012	3,861	152,874
連結会計年度中の変動額合計	△2,244	1,599	149,657	149,012	3,861	796,624
当期末残高	△1,809	－	353,750	351,940	17,347	4,807,415

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

貸借対照表

（平成27年２月28日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**4,928,552**	**流動負債**	**1,408,132**
現金及び預金	2,516,571	買掛金	709,851
受取手形	692	リース債務	4,179
売掛金	1,243,242	未払金	91,684
前渡金	17,575	未払費用	12,507
前払費用	33,204	未払法人税等	365,963
繰延税金資産	59,794	預り金	107,765
立替金	1,065,539	賞与引当金	57,827
その他	5,791	役員賞与引当金	18,200
貸倒引当金	△13,859	資産除去債務	6,499
固定資産	**480,530**	その他	33,652
有形固定資産	**43,021**	**固定負債**	**230,726**
建物	16,281	リース債務	3,903
工具、器具及び備品	18,881	退職給付引当金	172,961
リース資産	7,858	役員退職慰労引当金	43,320
無形固定資産	**61,474**	資産除去債務	10,542
ソフトウェア	60,622		
その他	851	**負債合計**	**1,638,858**
投資その他の資産	**376,035**	**純資産の部**	
投資有価証券	8,933	**株主資本**	**3,772,035**
関係会社株式	193,743	**資本金**	**271,140**
繰延税金資産	80,449	**資本剰余金**	**221,590**
差入保証金	88,174	資本準備金	221,590
その他	4,789	**利益剰余金**	**3,347,232**
貸倒引当金	△55	利益準備金	2,886
		その他利益剰余金	3,344,346
		繰越利益剰余金	3,344,346
		自己株式	**△67,928**
		評価・換算差額等	**△1,809**
		その他有価証券評価差額金	**△1,809**
		純資産合計	**3,770,225**
資産合計	**5,409,083**	**負債純資産合計**	**5,409,083**

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

損　益　計　算　書

（自　平成26年３月１日　至　平成27年２月28日）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
営　業　収　益		**17,409,982**
営　業　原　価		**13,616,499**
売　上　総　利　益		**3,793,483**
販売費及び一般管理費		**2,481,329**
営　業　利　益		**1,312,153**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	1,850	
受　取　配　当　金	142,662	
為　替　差　益	94	
そ　の　他	18,393	163,000
営　業　外　費　用		
支　払　利　息	378	
そ　の　他	3	381
経　常　利　益		**1,474,772**
特　別　損　失		
固　定　資　産　除　却　損	2,113	2,113
税　引　前　当　期　純　利　益		**1,472,659**
法人税、住民税及び事業税	536,136	
法　人　税　等　調　整　額	△30,750	505,385
当　期　純　利　益		**967,273**

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（自　平成26年３月１日　至　平成27年２月28日）

（単位：千円）

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	271,140	221,590	221,590	2,886	2,759,345	2,762,232	△67,928	3,187,034
事業年度中の変動額								
剰余金の配当					△382,272	△382,272		△382,272
当期純利益					967,273	967,273		967,273
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	585,000	585,000	－	585,000
当期末残高	271,140	221,590	221,590	2,886	3,344,346	3,347,232	△67,928	3,772,035

項目	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	434	△1,599	△1,164	3,185,869
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△382,272
当期純利益				967,273
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△2,244	1,599	△644	△644
事業年度中の変動額合計	△2,244	1,599	△644	584,355
当期末残高	△1,809	－	△1,809	3,770,225

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年４月14日

株式会社エーアイテイー
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　梅　田　佳　成　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　三　宅　　潔　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社エーアイテイーの平成26年３月１日から平成27年２月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エーアイテイー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年４月14日

株式会社エーアイテイー
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　梅　田　佳　成　㊞
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　三　宅　　潔　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社エーアイテイーの平成26年３月１日から平成27年２月28日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年３月1日から平成27年２月28日までの第28期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年４月15日

株式会社エーアイテイー 監査役会

常勤監査役 清水 洋志 ㊞

社外監査役 寺戸 しのぶ ㊞

社外監査役 西島 佳男 ㊞

以 上

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、当事業年度の業績、経営環境等を勘案し、また、内部留保にも意を用い、次のとおりといたしたく存じます。

（期末配当に関する事項）

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき金40円

総額　　764,545,280円

なお、中間配当金として１株当たり金10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は１株当たり金50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年５月21日といたしたく存じます。

第２号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

(1) 現行会社法では、社外取締役と責任限定契約を締結できることとされており、また「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下「改正会社法」といいます。）では、社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結できることになりました。

これらに伴い、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、現行会社法および改正会社法の規定に基づき、第29条第２項を新設し第39条第２項の一部を変更するものであります。なお、第29条第２項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

(2) 改正会社法の施行に伴い、補欠役員の予選に関する規定の項数が変更されましたので、第31条の一部を変更するものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

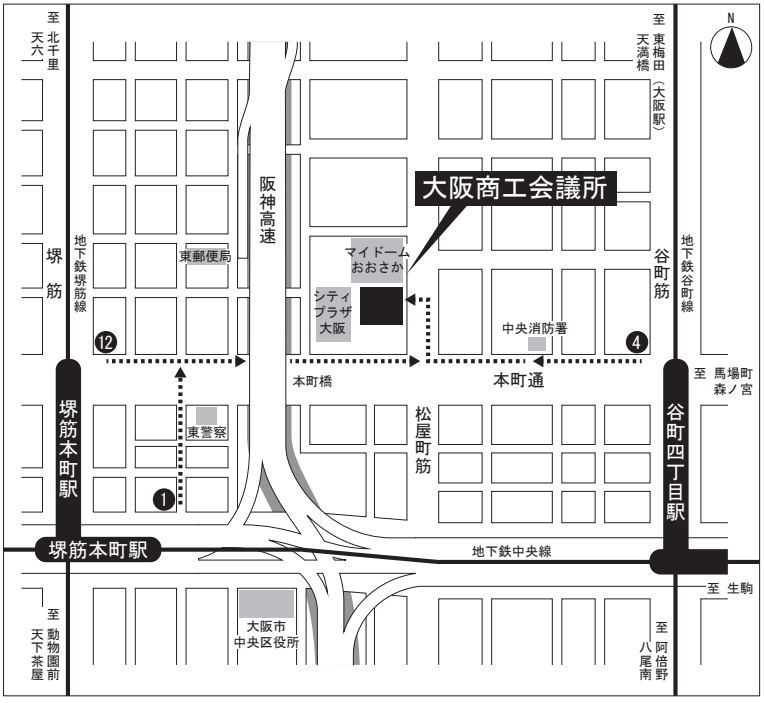
現行定款	変更案
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会
第29条（取締役の責任免除）	第29条（取締役の責任免除）
（条文省略）	１．（現行通り）
	２．当会社は、社外取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。
（新　設）	
第５章　　監査役及び監査役会	第５章　　監査役及び監査役会
第31条（監査役の選任）	第31条（監査役の選任）
１．（条文省略）	１．（現行通り）
２．（条文省略）	２．（現行通り）
３．当会社は、会社法第329条第２項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。	３．当会社は、会社法第329条第３項の規定により法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
４．（条文省略）	４．（現行通り）
第39条（監査役の責任免除）	第39条（監査役の責任免除）
１．（条文省略）	１．（現行通り）
２．会社は、社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	２．会社は、監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：大阪市中央区本町橋２番８号
大阪商工会議所　７階　国際会議ホール

※会場が昨年と異なっておりますので、
下記ご案内図をご参照いただき、
お間違えのないようお願い申しあげます。



◎　地下鉄堺筋線　　堺筋本町駅①または⑫番出口より
徒歩７分

◎　地下鉄谷町線　谷町四丁目駅④番出口より
徒歩７分

◎　車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。